

草津広報



いいでゆ

令和5年11月30日



草津町人権福祉講演会 実施！

- ◆除雪作業に関するお願いについて……………P.2
- ◆年末年始におけるごみ収集業務・
火葬場業務のお知らせ……………P.2
- ◆草津町財政事情の公表について……………P.3
- ◆令和6年度償却資産の申告について…… P.5～6
- ◆令和5年分確定申告相談会
完全予約制のお知らせ……………P.7
- ◆ベルツこども園…………… P.15
- ◆ザスパクサツ群馬…………… P.16
- ◆今月の当番医・
すくすくインフォメーション…………… P.17



2023年

12月号

第708号

歩み入る者にやすらぎを 去りゆく人にしあわせを

雪のシーズンに入ります。

除雪作業のご理解とご協力を よろしくお願いいたします。

まもなく、雪の季節となります。

県並びに町が管理している国道、県道、町道の除雪作業は10cmの積雪または降雪が予想されるときに作業を開始しますが、その多くは、夜間から早朝に行います。路上駐車等除雪の妨げになる行為は危険を伴い通行の支障となりますので、絶対にしないようご協力をお願いいたします。

凍結が予想されるとき、主要幹線道路では凍結防止剤散布をいたしますが、凍結が全でなくなるわけではありません。また、融雪道路も完全に雪が解けるわけではありませんので、スリップ事故防止のためスピードを控え安全運転をお願いいたします。

安全に除雪作業を 行っためのお願い

- 路上駐車はやめましょう！
- 車道や歩道に物を置かないで！
- 除雪車の周りに近づかないで！



お問い合わせ先

国・県道

中之条土木事務所 TEL.0279-75-3047

町道

土木課 TEL.0279-88-7184

年末年始における、ごみ収集業務・火葬場業務 について（お知らせ）

年末年始のごみ収集業務及び火葬場業務は、次のとおりとなりますのでお知らせいたします。

期 日	ごみの収集業務	火葬場業務
令和5年12月28日(木)	通常業務	休み（友引）
令和5年12月29日(金)	通常業務	通常業務
令和5年12月30日(土)	通常業務	通常業務
令和5年12月31日(日)	休 み	通常業務
令和6年1月1日(月)	休 み	休 み
令和6年1月2日(火)	休 み	休 み
令和6年1月3日(水)	休 み (直接搬入のみ受入)	休み（友引）
令和6年1月4日(木)	通常業務	通常業務

ごみ処理関係

◎ごみステーションの収集業務は、令和5年12月31日(日)から1月3日(水)まで行いません。次回の収集日まで、ごみを出さないようにご協力をお願いします。

クリーンセンター営業時間…午前8時30分～正午・午後1時～午後3時30分

問い合わせ先：草津町クリーンセンター（生活環境課）
TEL 88-2407

火葬場関係

火葬時間…午前9時、午前11時、午後1時、午後3時

問い合わせ先：草津町役場 住民課
TEL 88-7192



財政事情の作成及び公表に関する条例第2条の規定により、 次のとおり令和5年9月30日現在の草津町の財政事情を公表します。

令和5年12月1日

草津町長 黒 岩 信 忠

1 収入及び支出の概要

(単位：円・%)

	一般会計	国保会計	介護保険会計	後期高齢者医療会計
予 算 額	5,831,393,000	794,227,000	611,519,000	133,031,000
収 入 調 定 額	2,856,467,685	426,792,254	644,139,155	102,918,102
収 入 額 A	2,271,352,978	262,869,551	235,255,806	49,827,202
予 算 対 収 入 率	39.0	33.1	38.5	37.5
調 定 対 収 入 率	79.5	61.6	36.5	48.4
支 出 額 B	1,870,382,815	253,515,525	210,512,615	46,567,375
執 行 率	32.1	31.9	34.4	35.0
差 引 収 支 A - B	400,970,163	9,354,026	24,743,191	3,259,827
一人当たり予算額	965,942	550,781	259,337	99,574
(対 象 者 数)	住基 6,037	被保険者 1,442	65歳以上被保険者 2,358	対象者 1,336

2 公営企業財務適用会計の経理状況

(単位：円)

	事業収益 A	事業費用 B	A - B	資本的収入 C	資本的支出 D	C - D
水 道 事 業 会 計	102,661,682	33,561,204	69,100,478	2,445,000	220,000	2,225,000
千 客 万 来 事 業 会 計	11,352,998	20,053,206	△ 8,700,208	0	106,777,000	△ 106,777,000
温 泉 温 水 供 給 事 業 会 計	188,227,904	82,822,793	105,405,111	45,400,000	12,705,873	32,694,127
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	120,467,508	47,979,451	72,488,057	0	36,837,014	△ 36,837,014

3 住民負担の状況

(住基) (単位：円・%)

	予算額	調定額	収入額	予算対収入率	調定対収入率	一世帯当たり負担	一人当たり負担
一 般 会 計 町 税	1,700,391,000	1,664,870,338	1,127,125,794	66.3	67.7	(3,461) 491,300	(6,037) 281,661
国 民 健 康 保 険 税	164,547,000	218,477,060	53,963,149	32.8	24.7	(1,012) 162,595	(1,442) 114,110
介 護 保 険 料	85,011,000	90,790,749	43,578,400	51.3	48.0	(1,771) 48,001	(2,358) 36,052
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	91,862,000	94,226,600	41,135,700	44.8	43.7		(1,336) 68,758

4 財 産

土 地 1,239,057.23㎡ (山林 233,638.49㎡、宅地 21,471.03㎡、その他 983,947.71㎡)
他に水道会計 25,126.75㎡、千客万来事業会計 28,601㎡、
温泉温水会計 29,188.28㎡、公共下水道事業会計 25,645㎡
建 物 52,202.07㎡ 他に水道会計 794.56㎡、温泉温水会計 5,145.14㎡、
公共下水道事業会計 4,751.77㎡、千客万来事業会計 19,160.04㎡
(うち大滝乃湯 1,931.83㎡、草津高原ゴルフ場 4,026.86㎡、西の河原露天風呂 186.28㎡)
基 金 5,529,929,363円 他に国保基金 63,888,178円、介護給付費準備基金 135,041,892円
奨学資金(金員 16,050,625円、貸付未返済額 3,949,375円) 20,000,000円
有価証券 86,488,920円 他に千客万来事業会計 100,000,000円

5 町 債

(住基) (単位：円)

会 計 名	起債年度	起 債 額	未償還元金	一世帯当たり償還	一人当たり償還
一 般 会 計 債	H15~R04	5,218,687,000	3,042,827,354	(3,461) 879,175	(6,037) 504,029
千 客 万 来 事 業 債	H21/H23/R4	427,000,000	105,440,000	(3,461) 30,465	(6,037) 17,465
公 共 下 水 道 事 業 債	H17~R04	1,391,300,000	1,193,134,617	(3,461) 344,736	(6,037) 197,637
水 道 事 業	R02	4,400,000	3,520,000	(3,461) 1,017	(6,037) 583
計		7,041,387,000	4,344,921,971	(3,461) 1,255,394	(6,037) 719,715

中小事業者をとりまく税金

中小事業者の皆様は特に税金とのかかわりが深く、その事業活動の多くの場面で何らかの税金に携わっています。まず、事業の種類に関係なく共通する税金として、契約書に貼付する「印紙税」、乗用車に「自動車税(種別割)または軽自動車税(種別割)」、その取得時に「自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割) (旧：自動車取得税)」、その車検時に「自動車重量税」などがあり、他にも、事業内容によって例えば、商品としてたばこを扱えば「たばこ税」、アルコール飲料を扱えば「酒税」、ガソリン等を扱えば「揮発油税」、「地方揮発油税」、「石油ガス税」、「軽油引取税」などが、不動産を取得すれば「消費税(土地は除く。)」はもちろん、「不動産取得税」、「登録免許税」が、その翌年度から毎年「固定資産税」、「都市計画税」がかかりますし、不動産を有償譲渡すれば売却益に対して「所得税」、「住民税」がかかります。

また、従業員を雇っていれば、パート・アルバイト職員であっても「所得税」の「源泉徴収義務」と「住民税」の「特別徴収義務」が、鉱泉浴場の経営者には「入湯税」の、ゴルフ場経営者には「ゴルフ場利用税」の「特別徴収義務」が課されることとなります。

あるいはあなたが個人事業主であれば、国民健康保険税にもかかわることとなるでしょう。

難しすぎてよくわからない

税金やその制度に関して尋ねられると、まるで逃げ口上の常套句かの如く、よく耳にする言葉として「専門家に任せてあるから。」とか「難しすぎてよくわからない。」などと口にしていませんか。

そして、その専門家の指示されたとおりの金額を、ただ漫然と納めていませんか。

専門家からちゃんと報告書(申告書の控えなど)を受け取っていますか？

その報告書の意味や意義の説明を受け、ちゃんと理解していますか？

「事業主」たる「あなた」が、税金に対して「よくわからない」ままで本当に大丈夫ですか？

専門家に任せていること以外で知らず知らずのうちに何らかの義務を怠っていれば、最悪ペナルティを科されるのは、他の誰でもない当事者である「あなた」なのです。

税金の制度は常に変化する

災害復興の財源とするため、または社会経済の多様化に迫られ、あるいは消費税等が8%から10%へ増税されたことを受け、はたまた円安による物価上昇を勘案して、などなど理由はさて置き、税金の制度はめまぐるしく、そして激しく変化し続けています。

令和6年1月より改正電帳法が開始されます！

令和3年に改正された電子帳簿保存法では、「電子ファイルで授受した、請求書や領収書等を電子データのまま保存しなければならない。」ことと、「電子データのまま保存する際には、いくつかの要件を満たす必要がある。」ということになります。

令和6年1月から電子ファイルの紙媒体による保存は、禁止されることとなります。令和5年10月から始まったインボイス制度とともに各事業者に対応が求められることとなります。

令和6年度より森林環境税が施行されます！

令和6年6月から住民税と併せて森林環境税が徴収されます。いわゆる東日本大震災による臨時特例法の適用が終了しますので、実質税額の変更はありません(家屋敷課税は減額となります)。

失念しがちな制度・手続き

すべての事業者に対して、帳簿記帳・保存制度(主要簿：仕訳帳・総勘定元帳、補助簿：現金出納帳・預金出納帳・買掛帳・売掛帳・経費帳・**固定資産台帳**)が義務化されております。

償却資産の申告は、**固定資産台帳と整合させて申告してください。(免税点未満でも資産が存在する場合には申告義務が生じます。)** 公平公正な適正課税に資するためのご協力をお願い致します。

令和6年度償却資産の申告について

町税につきまして、平素格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により令和6年1月1日（賦課期日）現在、草津町内に所在する償却資産について申告していただくことになっていきますので、必要事項を記載の上、申告期限までに必ず提出して下さるようお願いいたします。

なお、前年度の課税標準額が少額である方、または電子申告された方については、申告書の送付に代えて案内通知を送付していますので内容をご確認の上、適正に対応してください。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用し、電子申告をすることができます。

詳しくは、「eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）」をご覧ください。

申告期限 令和6年1月31日

申告の方法

○前年度（令和5年度）償却資産申告書を提出された方

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加した資産及び減少した資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳*1と整合させてください。

なお、増減のない場合でも備考欄に「前年中異動なし」と記載の上、申告してください。このとき、必ず固定資産台帳*1と整合させてください。

○今年度から新たに償却資産申告書を提出される方

令和6年1月1日現在所有する全資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳*1と整合させてください。

○廃業・解散・移転された方

廃業・解散・移転の場合でも、整理の都合上その旨を異動年月日と併せて備考欄へ記載して提出してください。

○提出書類

「償却資産申告書（個人番号又は法人番号を必ず記載してください）」、「種類別明細書」及び「固定資産台帳の写し*2」を提出してください。 ※新規申告または継続申告を問わず、固定資産台帳の写し等の添付にご協力をお願いいたします。

*1…固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得年月日・取得価額・耐用年数等を網羅的に記載した法定帳簿（財務諸表）です。（作成方法については、国税庁ホームページ「（令和4年分の）帳簿の記帳のしかた（事業所得者用・不動産所得者用・農業所得者用）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r04.htm>））を参考にしてください。）その法定保存年限は7年です。

*2…個人の場合は、令和4年分の所得税税及び復興特別所得税の確定申告書に添付する青色決算書（または収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄の写し（必ず年分・申告者名を補記すること。）でも可能。法人の場合は、必ず、令和6年1月1日時点での固定資産台帳を整理（整備）の上、その写しを提出してください。

償却資産の範囲

申告していただく償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいい、具体的には次のとおりです。

- (1) 固定資産に関する帳簿に計上されているすべての資産
- (2) 簿外資産で事業の用に供しうる資産又は供している資産
- (3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供しうる資産
- (4) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供しているもの
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの
- (6) 建物の付属設備〔賃借人が賃借建物に施した付属設備（簡易間仕切り・店舗造作等）〕

なお、次の資産は申告の必要はありません。

- 無形減価償却資産（漁業権・特許権・営業権等）
- 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等
- 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの、もしくは取得価格が20万円未満の償却資産で法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一括して3年間で損金又は必要な経費に算入する方法の対象とされるもの

実地調査について

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行う場合があります。その際は、帳簿書類・伝票等の確認または提出をお願いする他、現地で資産実物を確認（写真撮影等）させていただきますので、ご協力をお願いします。

その他

- (1) 正当な理由がなく申告しない場合、または虚偽の申告をした場合には、地方税法により罰則規定が適用されることがあります。
- (2) 該当の資産がない場合でも、事業所把握のために必要となりますので、備考欄に「該当資産なし」と記載の上、申告書のみ（種類別明細書は不要）ご提出いただきますようお願いいたします。

評価及び固定資産税額について

(1) 評価

申告していただいた資産を一件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。これらの合計額が決定価格となり、それを課税標準額として課税されます。課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例による減額後の額が課税標準額となります。

以降、毎年計算を行い、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

(2) 税額について

- ・税率 1.4%
- ・税額 土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計×税率
- ・免税点 150万円（償却資産）
課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告書の提出は必要となります。（※ただし、草津町では、課税標準が一定額未満の場合には、申告書の提出を不要とさせていただきます（個別に通知します）。）

●提出先 群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地
●お問い合わせ先 草津町役場 税務課 固定資産税係
●電話 0279-88-7186（直通）
●専用FAX 0279-88-5272（直通）

個人事業者の皆様へ 令和5年分の申告

償却資産の申告をお忘れでは？

税の種類	【自営業・フリーランス】 個人 (自然人)	【企業】 (会社) 法人	管轄	課税庁
所得に対する国税	所得税	従業員の源泉徴収	法人税 地方法人税	国税
対価を得て行う取引に対する税	消費税 地方消費税			国税
事業そのものに対する税	個人事業税	法人事業税 特別法人事業税【国税】	道府県税	道府県税
所得に対する地方税	個人 住民税 (*1)	従業員の特別徴収	法人 道府県民税 法人 市町村民税	市町村民税
償却資産に対する税	償却資産税(*2)			市町村民税
事業所税	指定都市等のみ			市役所・町村役場

手続き	期限
「令和5年分 給与所得の源泉徴収票」等を従業員に交付し、税務署に提出する。	令和6年1月31日
併せて「令和6年度 給与支払報告書」を市役所・町村役場に提出する。	令和6年1月31日
「令和6年度 償却資産申告書」を市役所・町村役場に提出する。	令和6年1月31日
「令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出する。	令和6年1月31日
令和3年分の課税売上高等が1千万円以上、又は、令和5年中に適格請求書発行事業者だった場合、 「自R05.01.01-至R05.12.31 消費税及び地方消費税の確定申告書」を税務署に提出する。	令和6年4月1日
「法人税・地方法人税の確定(*3)申告書」を税務署に提出する。	決算後2ヶ月以内
「(法人)道府県民税・(法人)事業税・特別法人事業税の確定(*3)申告書」を県税事務所に提出する。	決算後2ヶ月以内
「(法人)市町村民税の確定(*3)申告書」を市役所・町村役場に提出する。	決算後2ヶ月以内

(*1) 住民税とは、市町村民税及び道府県民税の通称です。 / (*2) 償却資産税とは、償却資産を課税客体とする固定資産税の通称です。固定資産税の課税客体には土地・建物・償却資産があり、都市計画税のそれは土地・建物です。 / (*3) 確定申告の他に、中間申告、予定申告などがあります。

税務署からのお知らせ

令和5年分の確定申告書の受付が始まります

還付申告書は、令和6年1月4日から受付を始めます。
・対象となる還付申告を提出される方（例）
○総合課税の配当所得や原稿料などがある方で、年間の所得が一定額以下の方
○給与所得者で雑損控除や医療費控除、ふるさと納税などの寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの控除を確定申告により受けられる方や年の途中で退職し、年末調整を受けていない方
○所得が公的年金等のみで、生命保険控除や地震保険料控除などの各種控除を受けられる方
確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中は、24時間いつでも、ご自宅からご利用ができるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。

さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。

詳しくは、国税庁HPをご覧ください。



＜確定申告はこちら＞

作成コーナー



【電話相談をご利用ください】

国税庁ホームページで解決しない場合には、電話相談をご利用ください。

「電話相談センター」0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00

（土日祝日及び12/29～1/3を除く）



音声案内に沿って、「1」所得税を選択します。

中之条税務署 0279-75-3355

令和5年分の確定申告相談会について (完全予約制)のお知らせ

草津町で受付する令和5年分の所得税確定申告並びに令和6年度町県民税の申告については、昨年と同様**事前予約制**となります。**当日受付は行いませんのでご注意ください。**

※例年3月に入ると込み合いますので、余裕をもって2月中の相談をお勧めします。

○申告相談の事前予約について

令和6年1月15日(月)から**原則電話**にて受付開始をします。

※受付時間は、8時30分～17時15分（土日祝日を除く。）

○申告相談期間

令和6年2月16日(金)～3月15日(金)

※土日祝日を除く。

(午前の部) 9時00分～11時30分

(午後の部) 13時00分～16時00分

※1人あたり30分程度を目安に上記の時間内で調整させていただきます。

○申告相談会場 草津町役場 4階 大会議室にて

○事前予約から申告受付までの流れ

1. 草津町役場税務課 (0279-88-7186) へ電話をしてください。
2. 予約希望日や申告の概要を伺います。(所得の種類など)
3. 空き状況を確認し、予約を確定します。**※相談を担当する職員の指定はできません。**
4. 事前予約をした日程で、予約時間の10分前までに申告会場へお越しください。(申告会場での混雑を避けるため、予約時間の10分以上前に来場されても申告会場内には入れませんのでご注意ください。)

○事前に作成が必要な書類

- ・事業・不動産所得がある人→**収支内訳書**（または同等の帳簿）
 - ・医療費控除を受ける人→**医療費控除の明細書**
- ※確定申告関係の書類については、国税庁ホームページ

に掲載されていますので、事前に取得の上、当日までに作成をしてください。(税務課窓口でも1月下旬以降にお渡しできます。)

上記書類が作成されていない場合には、受付できませんのでご注意ください。

○受付できる申告

- ・年末調整をされていない方
- ・年末調整漏れの控除がある方
- ・公的年金収入のみの方で、所得控除を受けたい方
- ・営業、農業など事業所得※のある方（青色申告を除く）
- ・地代や家賃収入の不動産所得がある方（青色申告を除く）
- ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方。(住民税申告は20万円以下も必要です)
- ・2か所以上から給与を受けており、主な給与以外の給与と収入が、20万円を超える方。

※事業所得として、他の所得と損益通算をする為には事業と認められるかどうかを個別に判断することになります。基準の目安として年間売上300万超えで記帳・帳簿書類の有無が一つの目安になります。

○受付できない申告（中之条税務署の確定申告会場で申告してください。）

- ・贈与税・相続税・準確定申告
- ・土地、家屋、株式等などの譲渡所得の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告
- ・青色申告、損失申告
- ・令和4年分以前の申告（修正申告・更正の請求を含む）
- ・その他特殊なもの

※その他、申告内容によっては、電話予約の際に中之条税務署での申告をご案内することがあります。

○その他

・**スマートフォンやパソコンを使ってご自宅でも確定申告ができます**ので、できる限りご活用いただきますようお願いいたします。(申告方法等については、国税庁のホームページをご確認ください。)

お問い合わせ先 草津町役場 税務課 TEL: 0279-88-7186 (直通)

確定申告（住民税申告）の要否について

○公的年金受給者の確定申告（住民税申告）

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下※で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、**所得税の確定申告は必要ありません。（確定申告不要制度）**

※その公的年金等の全てが源泉徴収の対象となる場合に限りです。

◇上記の場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告を提出することができます。

◇**確定申告をされないかたの場合、「公的年金等の源泉徴収票」の内容をもとに住民税を算定することになります。各種控除の追加や訂正がある場合には、住民税申告書の提出が必要です。**

○給与所得者の確定申告（住民税申告）

給与所得がある多くの方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要（住民税申告も不要）です。ただし、給与所得者の方でも、確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

なお、所得税の確定申告を行った方は、住民税申告は不要です。

◆確定申告が必要な方

- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けていて、かつ、その他の所得の合計額が20万円を超える方（**20万円以下の場合には住民税の申告が必要です。**）
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額の合計額が20万円を超える方（20万円以下の場合には住民税の申告が必要です。）

なお、給与収入の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額の合計額が20万円以下の方は、確定申告は不要です。（**住民税の申告は必要です。**）

◆確定申告で所得税が還付される方

- ・医療費控除の適用を受ける方。
- ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。
- ・年の途中で退職した後就職しなかった（年末調整を受けなかった）方など。

より詳しい内容については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

特別徴収税額通知書の電子化について

令和6年度から、eLTAX（エルタックス）を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市区町村は当該特別徴収義務者に対しeLTAXを経由して特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データ（正本）を送信します。

より詳しい内容については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>）をご覧ください。

電子データの受け取り方法

①電子データによる受取を希望する場合

eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法を以下のとおり設定してください。その際は、電子データを取得する際に使用するパスワードを通知するため、必ずメールアドレスの設定もお願いします。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）：正本の電子データを受取る（正本のみ）

特別徴収税額通知（納税義務者用）：電子データをeLTAXで受け取る

（注）特別徴収義務者用・納税義務者用でそれぞれ設定してください。なお、税額変更通知も電子データで送信します。

（注）納税義務者用を電子データで受取る選択をした場合は、書面による通知の再発行はできません。

②電子データによる受取を希望しない場合

eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法を以下のとおり設定してください。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）：正本の書面を郵送で受取る（正本のみ）

特別徴収税額通知（納税義務者用）：書面を郵送で受取る（注）受取方法は特別徴収義務者用通知・納税義務者用通知それぞれ設定してください。なお、税額変更通知も書面で送付します。

給与支払報告書を書面または光ディスクなどで提出する場合

給与支払報告書を書面または光ディスクなどで提出する特別徴収義務者については、特別徴収税額通知を書面で送付します。この場合、電子データでの受取は選択できませんのでご注意ください。

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の副本廃止について

令和6年度より、特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用）送付の際の電子データ（副本）送付が廃止となります。

廃止となる電子データ（副本）は、以下の2点です。

- ・光ディスクなどにより給与支払報告書を提出する特別徴収義務者へ提出していたデータ
- ・eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者へ提供していたデータ

草津町商工会青年部「2023ビックハマ・マーケット（第33回）」へ出店

10月28日(土)、神奈川県葉山町森戸神社境内特設会場にて開催された、葉山町商工会青年部主催のビックハマにて、温泉まんじゅう等の模擬店出店と誘客ふるまい事業（ガラポン抽選会）を実施してまいりました。



湯畑ツリー&イルミネーション点灯式典

令和5年11月18日に湯畑ツリー&イルミネーション点灯式典が挙行されました。

点灯式に先立ち、草津町商工会によりふるまい事業が行われ、草津中学校吹奏楽部によるクリスマスソング等の演奏も行われました。

実施期間は、令和5年11月18日(土)から令和6年2月14日(水)までとなります。



女性部町内清掃

草津町商工会女性部が、11月2日(木)に清掃活動を実施しました。
商工会女性部による清掃活動は毎年実施されており、今回は秋の観光シーズンに合わせ、湯畑中心に実施されました。

また、今年は例年と異なり、地蔵区方面、泉水区方面の他に、竣工したての温泉門を加え、計3カ所での清掃を実施いたしました。

女性部の皆さまより、多くの観光客をお迎えする一助となれば、とのことでした。



青年部公園清掃

令和5年8月17日(木)～11月20日(月)にかけて月一回の定期清掃を草津町商工会青年部が行いました。草津町殿塚区ポケットパーク及び西殿塚区囲山公園の草刈り、ゴミ拾い等を実施致しました。来年度も公園整備支援事業及び定期清掃を実施していく予定です。草津町商工会青年部はこれからも地域に寄り添った活動を行ってまいります。



あたたかいお心をありがとうございました。

去る11月28日、株式会社サニクリーン前橋様より、草津町の福祉や子ども関係のために役立ててほしいとのことでご寄付をいただきました。

寄付金については有効に活用をさせていただきます。あたたかいお心をありがとうございました。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）

国民的な課題である拉致問題を始め、北朝鮮当局による人権侵害問題に対して、関心と認識を深めましょう。
また、北朝鮮による「拉致容疑事案」及び「拉致の可能性を排除できない事案」に関する情報提供等へのご協力をよろしくお願いします。

長野原警察署 TEL.0279-82-0110

こんにちは 地域包括支援センターだより

草津町も雪の時期になりました。

日陰は凍っていることが増えた気がします。歩く際には十分お気を付けください。

今回は転ばないためにも「**足首のエクササイズ**」についてお伝えします。

足は唯一地面と接する部分であり、しっかりと歩くためには股関節や膝の動きなどはもちろん、**足首や足の指の柔軟性も大切**になると言われています。

足首や足の指の柔軟性や筋力が低下するとバランスが取りにくくなり転倒につながりやすくなります。またつまずいた際に次の足が出にくくなり大けがにつながる場合もあります。転びにくくするために、紹介するエクササイズをやってみましょう！



～足首、足の指を柔らかくするエクササイズ～



①膝を伸ばして座り（長座の姿勢）、足の指を開き、足首を自身とは反対の方向にゆっくり伸ばします。



②自身とは反対に伸ばした足首を自身の方向に曲げます（足の指は開いたまま）。



③足の指で何か物をつかむように足の指を曲げその状態で足首を自身とは反対方向にゆっくり伸ばします。



④自身とは反対に伸ばした足首を自身の方向に曲げます（②と同様、足の指は閉じたまま）。

①～④の動作をまずは10回行いましょう！（慣れたら20回を目標）
足以外は楽な姿勢で構いません。呼吸は止めずに行いましょう。

※痛み等がある場合は無理をしないでください。

また医師から何か指示が出ている場合はそちらに従ってください。



生活や介護のこと等、お気軽にご相談ください(^^)/
草津町地域包括支援センター 担当：遠藤 0279-88-0294

次回相談開催日のご案内

【人権・行政相談】

開催日：12月25日(月)

時 間：10時30分～14時30分

場 所：役場4階 第1委員会室

※予約は必要ありません!!お気軽にご相談ください。

【無料法律相談】

開催日：12月14日(木)

時 間：14時00分～17時00分

場 所：役場4階 第1委員会室

※相談時間はお一人30分で、予約が必要です。

※次回は、令和6年1月26日(金)となります。

- ・両相談ともに、草津町に居住している方、もしくは勤務先が草津町である方等が対象となります。
- ・ご予約・不明な点等については、総務課（TEL.0279-88-0001）へご連絡ください。

今月の町長

黒岩町長が11月1日から30日の間に出席した行事の一部をお知らせします。

11月

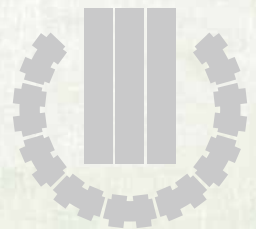
- 6日 トップセールス（県内）
- 7日～8日 トップセールス（都内）
- 9日 上毛新聞鼎談紙面対談
- 10日 草津山光泉寺五重寶塔落慶祝
- 16日 秋の道路愛護デー
- 17日 利根川水系砂防事務所長来庁
上信自動車道建設事務所長来庁
- 17日～18日 草津白根山シンポジウム2023
- 18日 湯畑ツリー&イルミネーション2023点灯式
- 22日 草津観光公社取締役会
第31回草津町生涯学習推進大会
草津・湯の街商工祭／湯畑マルシェ2023／
Mt・6総会
- 28日 Mt・6総会
- 29日 草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟定期総会
- 30日 草津町スポーツ協会「年忘れの会」



湯畑ツリー&イルミネーション2023点灯式



草津白根山シンポジウム



vol.78

ヘルスメイトの自慢料理 超簡単 ひじきオムレツ

「草津町食生活改善推進協議会レシピ集」より



材料（4人分）

- 卵..... 4個
- ひじき缶（乾物の場合は戻して）..... 60g
- めんつゆ..... 小さじ1
- 水..... 大さじ1

作り方

- 1 耐熱性ガラスボウルに卵を割りほぐす。さらにひじきと調味料を加え軽くかき混ぜる。
- 2 電子レンジ600Wで2分20秒加熱する。
- 3 ボウルの中できっとひっくり返して出来上がり。



コメント

卵を熱し過ぎないでふんわり感を残す。ひじきの代わりにツナ缶でもOK！



1人分の栄養成分

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
88kcal	7.0g	5.7g	1.4g	0.6g

* 缶詰や乾物、常温保存の可能な食品を使ったレシピを掲載します

お知らせ

行政からのお知らせ

吾妻郡医師会立吾妻准看護学校 生徒募集について

働きながら学ぶことができ、准看護師受験資格（都道府県試験）が取得できる各種学校です。

◆修業年限 2年

◆募集人員 20名（男女）

◆受験資格

中学校卒業以上 年齢制限なし

◆試験日

後期試験 令和6年1月18日（木）

2次試験 令和6年3月7日（木）

（2次試験実施は未定）

◆内容 国語 作文 面接

◆会場 吾妻郡医師会 1階講堂

◆願書受付期間

後期試験 令和6年1月9日（火）

1月17日（水）

2次試験 令和6年2月26日（月）

3月6日（水）

受付方法は吾妻准看護学校に直接持参してください。

*願書については、吾妻郡医師会2階教務室にて月曜日～金曜日9:00～16:30の間に配布しています。

前期試験は終了していますが、定員にはまだまだ余裕があります。地域医療に関心ある方の応募を是非お待ちしております。群馬県修学資金・母子訓練給付金制度もあります。

▽願書受付・お問い合わせ先

〒377-0423

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町25-9

吾妻郡医師会立吾妻准看護学校 教務室（吾妻郡医師会2階）

TEL 0279・75・3904

詳しくは、吾妻郡医師会・吾妻准看護学校ホームページに掲載しています。

<https://agatuma-gunma.med.or.jp>

事業主の皆様、企業で働く皆様へ！12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

群馬労働局では、雇用環境・均等室に、各種ハラスメントの相談に対応する「特別相談窓口」を開設しています。お気軽にご相談ください。

◆受付時間 8時30分～17時15分

（土日・祝日・年末年始を除く）

▽お問い合わせ先

TEL 027・896・4739

前橋市大手町2-3-1

前橋地方合同庁舎8階

※匿名でも結構です。プライバシーは厳守します。

※相談窓口は、年間を通じてご利用できます。

tsukurunが草津町にやってきた

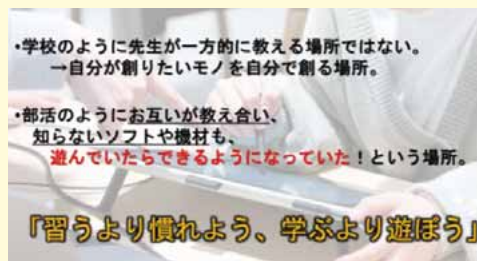
「習うより慣れよう・学ぶより遊ぼう」をコンセプトに、アニメーション・ゲームプログラム・VR体験・3DCG作成が無料で体験できる施設「tsukurun（ツクルン）」が草津町に出張していただきました。

tsukurunは小中高生を対象に、次世代のクリエイティブ人材育成の為、最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行うことができる全国初の若年人材育成拠点です。

興味のある小中高生は以下のURLをご確認ください。

URL：http://gunma-tsukurun.jp

電話番号：027-225-2215



町民バレーボール大会

令和5年10月20日(金)18時30分より町民バレーボール大会が行われました。

7組が参加し草津VBC男子が優勝しました。



令和5年度 大島杯草津町柔道大会

開催日 10月22日(日)
会場 草津町総合体育館
13団体 140名参加

幼児の部 3位 加藤 舜也
1・2年の部 3位 三室 太志
3・4年の部 3位 佐藤 勇也

団体の部 優勝
先鋒 佐藤 亘成
次鋒 吉田 秋也
中堅 木村 莉麻
副将 齋藤 琉偉
大将 小倉 義仁

予選リーグ
5-0 MD
4-1 大胡
4-1 みなかみ
決勝リーグ
3-1 大宮立志(埼玉)
②-2 赤堀



みなさんの活躍を
お伝えするページ

楽心杯プレミアム2023

開催日 10月29日(日)
会場 伊勢崎市民プラザ柔道場
群馬・茨城・栃木・埼玉・東京から強豪24チームが参加

1・2年3人制団体 準優勝
予選リーグA 2-1 大宮立志塾(埼玉)
1-2 野木町柔道クラブ(栃木)
2-1 深谷SEIWA(埼玉)

予選リーグA 2位通過
決勝トーナメント

1回戦 2-1 伊勢崎楽心会
準決勝 2-1 未来塾(栃木)
決勝 1-1 代 深川錬磨会(東京)

高学年5人制団体 3位
予選リーグC 3-1 関城(茨城)
3-0 山崎道場(埼玉)

予選リーグC 1位通過
決勝トーナメント

1回戦 5-0 MD柔道クラブ(高崎)
準々決勝 ②-2 野木町柔道クラブ(栃木)
準決勝 2-2 代 帝京豊郷台(栃木)

低学年・高学年共に代表戦までもつれましたが自分より大きい相手に惜しくも敗れました。



生涯学習だより 12月号

令和5年度草津町生涯学習推進大会が開催されました

令和5年11月23日(木・祝)に草津音楽の森国際コンサートホールにおいて、草津町生涯学習推進大会が行われ、多くの皆さまのご来場をいただきました。

始めに、町の文化・スポーツその他の分野、またそれぞれの地域において、生涯学習の振興及びその目的である「やすらぎとしあわせのまちづくり」に対し、著しい功績があった方々の表彰式が行われ、個人が1名、団体が1団体の方々に表彰状が手渡されました。

その後、石原良純さんを講師に迎え『石原家の人びと』をテーマに講演会が行われました。

草津町生涯学習表彰 受賞者

【個人】 高橋進吾 様

永年にわたりスポーツ協会役員として尽力され、生涯学習に貢献された功績

【団体】 きり絵愛好会 様

永年にわたり公民館講座きり絵教室の講師として尽力され、生涯学習の発展に貢献された功績



今月の俳句



雷鳴に追われて逃げ込む桑畑

季語は雷鳴で夏の季語です。この句、何んで桑畑に逃げ込むのでしょうか。いやなことなどを避けるために唱えるまじないはくわばら桑原と重ねて言いますが桑畑には一度も落雷がないと言う説があり、おそらく迷信でしょうが、そんなことを句にした面白さがあります。

佐藤 ひろし

(評) 北原 東洋男

ゴルフ少年団大会

令和5年11月12日(日)草津カントリークラブにおいて標記大会が開催されました。選手の健闘を称え、以下のとおり結果をお知らせします。

小学生高学年 6ホール

- 1位 下野 大和 60
- 2位 清水 央雅 61
- 3位 佐藤 奎太 66
- 4位 下野 碧葉 86

中学生 6ホール

- 1位 清水 丈司 67



誌上体験! 探訪



ベルツこども園

朝晩の冷え込みが一層厳しくなり、草津に本格的な冬がやってきました。
こども園の子ども達は、寒さに負けず元気いっぱいです。

先日、総合避難訓練が行われました。子どもたちは緊張感を持ちながらも慌てずに避難することができました。

避難後、消防士の方の話を聞き、職員の消火訓練を見学、その後消防車と救急車を見学させてもらいました。

消防士さんのお話をしっかり聞いていました。



12月18日から
1月12日までの予定

12月18日(月) 身体測定
22日(金) 終業式(1号認定児)
29日(金)～1月3日(水) 冬休み
1月4日(木) 保育始まり
12日(金) まゆ玉作り





チャレンジャーズは
関東リーグ昇格は、
来年に持ち越しです。



トップチームは「11位」でシーズンを終了しました。

11/12(日)、2023シーズン最終戦で敗れ、『14勝15分13敗(44得点44失点) 勝ち点57点』の『11位』で終了しました。

目標としていた勝ち点50点を上回りましたが、プレーオフ進出(6位以上)、J1昇格はかないませんでした。

契約満了選手が発表される中、大槻 毅 監督の来季続投が決まり、2024年シーズンで3年目のシーズンを迎えます。

今年のチームをさらに発展させて、これまでのザスパを超えるよう日々努力を重ねていきたいと思います。

2024シーズンも、応援よろしくお願いします！

11/5(日)のホーム最終戦には、チャレンジャーズ選手が試合運営のお手伝いに行きました。

この日は、「ゆもみちゃん」も会場に来てくれました。



チャレンジャーズは、関東社会人大会で敗れてしまいました。



〈スターティングイレブン〉

後列左から、
⑬末田、⑬鯉沼、⑬吉田、⑬谷中。
③アルタミラノ、①菅野。

前列左から、
⑦吉原、⑩後藤、⑦山口。
⑩高橋、④小林。

【1回戦】 vs FC N.

● 2-4

得点: 後半 5分 後藤 弘 (吹田 諒)

後半 18分 阿部 駿

失点: 前半 25分、36分、45分、後半 45分

〈スターメン〉

GK 菅野 佳陽

DF 吉田 理人

後藤 弘

アルタミラノ ケンゾ

小林 那津

MF 山口 峻平

谷中 優太

末田 翔

吉原 隼加

FW 鯉沼 勇輝

高橋 優人

〈リザーブ〉

GK 袋畑 佳人

DF 池田 勇輝

関口 蓮

MF 荻谷 嵩人

阿部 駿

吹田 諒

FW 羽鳥 遥樹

〈交代〉

ハーフタイム 山口⇒関口

ハーフタイム 高橋⇒吹田

ハーフタイム 小林⇒阿部

後半 39分 後藤⇒池田

県リーグを優勝し、関東リーグ昇格をかけて、11/4(土)から千葉県で行われた『第57回 関東社会人サッカー大会』に出場しました。昨年の悔しさをバネに、関東リーグへの復帰を目指して戦いましたが、残念ながら1回戦で敗退してしまいました。

試合開始から落ち着いたゲーム運びができず、相手の勢いにのまれてしまい、前半で3失点してしまいました。逆転を狙い、ハーフタイムに選手交代を行い後半開始から攻勢をかけた後半5分に、左サイドのMF 吹田 諒 選手のクロスで、中央でDF 後藤 弘 選手が頭で合わせて1点を返しました。その後、後半18分に右サイドからDF 関口 蓮 選手のロングスローから、ゴール前でこぼれ球をMF 阿部 駿 選手がボレー

で蹴りこみ、1点差まで詰め寄りました。同点・逆転を目指し攻めこみましたが、一瞬の隙をつかれ後半45分に追加点を奪われてしまい、そのまま試合終了。1回戦で敗退してしまいました。遠く千葉県の会場まで、たくさんのサポーターが足を運んでくれ、横断幕や手拍子で応援をしていただきました。

大会は、11/19(日)に終了し、チャレンジャーズに勝利した、「FC N.」が優勝しました。

2023シーズンの公式戦もこれで終わりました。初心に帰り、もう一度『チャレンジャー』として挑戦を続けます！



『草津小学校 サッカー教室』を行っています。

11/22(水)・24(金)に、草津小学校でサッカー教室を行いました。

12/6(水)・7(木)・8(金)にも、2回目のサッカー教室を行います。



+ 12月当番医予定表

（注意）
予定が変更になることもありますので、事前に病院へお問い合わせください。

日	科	内 科	外 科	休日夜間当番病院
12月10日 (日)		中之条町 後藤医院 0279(75) 2230	長野原町 長生病院 0279(82) 2188	中之条町 吾妻さくら病院 0279(75) 3011
12月17日 (日)		東吾妻町 小池医院 0279(67) 2030	草津町 布施医院 0279(88) 2030	東吾妻町 原町赤十字病院 0279(68) 2711
12月24日 (日)		東吾妻町 吾妻脳外循環科 0279(68) 5211	嬭恋村 嬭恋村診療所 0279(97) 3020	中之条町 吾妻さくら病院 0279(75) 3011
12月29日 (金)		東吾妻町 くりはら医院 0279(68) 0355	長野原町 櫻井医院 0279(82) 3999	東吾妻町 原町赤十字病院 0279(68) 2711
12月30日 (土)		東吾妻町 東吾妻町診療所 0279(59) 3010	草津町 草津こまくさ病院 0279(88) 4321	長野原町 西吾妻福祉病院 0279(83) 7111
12月31日 (日)		中之条町 田島病院 0279(75) 3350	長野原町 長野原診療所 0279(85) 2259	東吾妻町 原町赤十字病院 0279(68) 2711

- 急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮ください。
- 診療時間は午前9時～午後5時です。できるだけ時間内に受診してください。
- ※診療時間以外の夜間の急患については、輪番制病院群の休日当番病院で受診してください。
- 医師が在宅待機のため原則として往診はいたしません。

吾妻郡医師会ホームページにて最新の当番医表をご覧ください。

http://agatsuma.gunma.med.or.jp/resident_001.html

※地区、保護者については印刷版の広報に掲載しております

お悔やみ申し上げます

地 区	氏 名	享年	地 区	氏 名	享年
たけふち	竹瀬ちづ子	75	なかざわ	中澤 亮一	91
にししげ	西池百合子	93	にしやま	西山 宏二	84
			いちば	市場 次男	67
			のぐち	野口 勇	64
			まつい	松井 幸子	89
			まちだ	町田 春雄	87
			うちやま	内山とし江	81

お誕生おめでとう

地 区	氏 名	保護者	地 区	氏 名	保護者
かわ	川 村 に こ				
うえ	上 原 吏 月 気				
しら	白 鳥 心 乃 美				

24時間健康テレホンサービス

群馬県保険医協会では、
「24時間健康テレホンサービス」を
実施しています。
電話027-234-4970（ヨクナレ）に
かけると約3分の健康講話が聞けます。

プログラム 12月（1日から31日）

月曜／お口ばかん？口唇閉鎖不全症！
火曜／健診のすすめ・胃の検査
水曜／妊娠と薬
木曜／歯ぐきの出血
金曜／乳児の消化不良
土・日曜／歯のホワイトニング

今月の納税

- ・介護保険料 5期
 - ・国民健康保険税 6期
 - ・後期高齢者医療保険料 6期
- 納期限 令和6年1月4日(木)

子育て家庭の応援団「子育てひろばすくすく」どうぞご利用ください

すくすく インフォメーション



【開館時間】

月・水・金 12:00～17:00
火・木 10:00～16:00 自由ひろば
土・日・祝祭日 休館

【場所】草津町総合保健福祉センター内

○ぜひぜひ、すくすくに遊び
に来てくださいね!!(*^▽^*)

◆ホームページ

<http://www.kusatsu-shakyo.com>

◆お問い合わせ先

草津町社会福祉協議会
TEL.0279-88-1050



2023年12月～2024年1月 予定表

月	火	水	木	金
12月11日 自由ひろば	12 10:30～11:30 ★子育て講座 参加費(200円)	13 自由ひろば	14 10:30～14:00 ★バザー10点 100円	15 自由ひろば
18 自由ひろば	19 自由ひろば	20 自由ひろば	21 自由ひろば	22 自由ひろば
25 10:30～11:30 ★いきいきと合 同Xmas会 事前申込制(10 組・町内限定)	26 自由ひろば	12/27～1/5まで すくすく休館となります。		
8 成人の日の為 休館	9 10:30～11:30 ★おはなし会	10 自由ひろば	11 自由ひろば	12 自由ひろば

上記の内容は変更になる場合があります



12月の 行事予定表



湯畑のクリスマスツリーは見に行きましたか？とても綺麗でしたよ♪



日	月	火	水	木	金	土
行事の実施場所及び問合せ先 ◆保健センター Tel.0279-88-5797 ◆地…地域包括支援センター Tel.0279-88-0294 ◆総務課 Tel.0279-88-0001 (※で実施場所記載の無い場合は保健センターで行います) ◆教育委員会 Tel.0279-88-0005 ◆図…図書館 Tel.0279-88-7190					8 ・広報いでゆ 12月号発行日 ・乳幼児予防接種 (指定された時間) ※	9
10	11 ・育児支援教室「すまいる」 (9:30～)※	12 ・3歳児眼科健診 (指定された時間) ※	13 ・高齢者サロン (9:00～場所:草津町公民館)※ ・健康相談 (13:30～)※	14 ・認知症家族の会 (13:30～場所:役場4階 第1委員会室)※ ・ベビールーム (10:00～)※	15	16 ・おはなし会 (11:00～11:30) ※
17	18	19	20 ・高齢者サロン (9:00～場所:草津町公民館)※ ・機能訓練 (9:00～)※	21 ・頭と体の体操教室 (14:00～場所:総合体育館)※ ・乳児相談 (13:15～)※	22 ・乳児健診 (13:15～)※	23
24	25 ・スプリング自主グループ研修会 (13:30～場所:総合体育館)※	26	27 ・高齢者サロン (9:00～場所:草津町公民館)※	28	29	30
31	1/1 元日	2	3	4	5	6
7	8 成人の日	9	10 ・高齢者サロン (9:00～場所:草津町公民館)※ ・機能訓練 (9:00～)※ ・健康相談 (13:30～)※	11 ・ベビールーム (10:00～)※	12 ・広報いでゆ 1月号発行予定日 ・認知症家族の会 (13:30～場所:役場4階 第1委員会室)※ ・乳幼児予防接種 (指定された時間) ※	13

情報電話帳

草津町役場 0279-88-0001(代表)

・会計課 0279-88-7185 ・住民課 0279-88-7192 ・健康推進課(保健センター) 0279-88-5797
・観光課 0279-88-7188 ・税務課 0279-88-7186 ・温泉課 0279-88-7182
・企画創造課 0279-88-7193 ・上下水道課 0279-88-7183 ・土木課 0279-88-7184
・議会事務局 0279-88-7191 ・教育委員会 0279-88-0005 ・こどもみらい課 0279-88-0005
・福祉課 0279-88-7189 ・地域包括支援センター 0279-88-0294
・生活環境課(クリーンセンター) 0279-88-2407
・図書館 0279-88-7190 ・ベルツこども園 0279-88-3738 ・総合体育館 0279-88-5288
・草津小学校 0279-88-2156 ・草津中学校 0279-88-2227 ・町民プール 0279-88-1130
・社会福祉協議会 0279-88-1050

タウンデータ

人口・世帯数 (令和5年12月1日現在)	男 3,048人 女 2,964人 合計 6,012人	世帯 3,452世帯
転入 転出	44人 49人	
入り込み客数 (令和5年10月分)	合計 299,536人(112.99%) 宿泊 208,850人(114.22%) 日帰り 90,686人(110.27%)	

() 前年対比

健康相談へお出かけください

保健センターでは毎月保健師と管理栄養士による健康相談を実施しています！

血圧測定や簡易血糖測定も実施します。

お気軽にお出かけください。

次回の相談日は

1月10日(水) 午後1時30分～

会場は草津町総合保健福祉センター 2階 個別指導室



予約制とさせていただきます。

事前にお電話ください。

編集後記

12月と言えば、やはりクリスマスですね！私は大人になってしまつたらしく、もうサンタクロースは来てくれませんが…街中やお店がクリスマス一色になり、ワクワクする雰囲気が好きだったりします！それでは、よいクリスマス！よいお年を！お過ごしください！(た)